



ひとり親 家庭のしおり

市川市 子育て給付課
☎ 047-712-8539

相談窓口について

名称	内容	対象者			所得制限	お問合せ
		母	父	養育者		
母子・父子家庭相談	ひとり親家庭の方の悩みに対して、相談を行っています。	●	●	●	無	子育て給付課 047-712-8539
就労に関するご相談	ひとり親家庭の方で、就労にお困りの場合の相談を行っています。	●	●	●	無	子育て給付課 047-712-8539
弁護士による無料法律相談（要予約）	月1回、養育費などの離婚前後に発生する諸問題について、女性弁護士による法律相談を行っています。 ※事前予約が必要です。（1人1回まで）	●	●		無	子育て給付課 047-712-8539
女性のためのあらゆる相談	女性のための電話相談や面談を行っています。 ※面談については事前予約が必要です。 ※養育者は女性のみ対象となります。	●		▲	無	相談専用ダイヤル 047-323-1777
こどもや子育てに関する相談	お子様や子育てのお困りごとについて相談を行っています。	●	●	●	無	こども家庭センター （こども家庭相談課） 047-711-0679
歯科・栄養に関する相談	歯・口腔に関することや栄養・食生活に関する相談を行っています。	●	●	●	無	こども家庭相談課 保健事業グループ 047-377-4511
障がいについての各種相談	▶福祉グループ ・障害者手帳、自立支援医療などに関する こと ▶給付グループ ・障がい者の各種手当、重度心身障害者 （児）医療費助成などに関すること ▶相談グループ ・障害福祉サービスの利用などに関する こと	●	●	●	要確認	障がい者支援課 ▶福祉グループ 047-712-8513 ▶給付グループ 047-712-8512 ▶相談グループ 047-712-8517

名称	内容	対象者			所得 制限	お問合せ
		母	父	養育者		
市民相談および 特別相談(要予約)	市民が抱える日常生活における問題についての一般相談（本市職員による対応）と特別相談（弁護士・司法書士・税理士等による対応）を行っています。 ※特別相談については事前予約が必要です。	●	●	●	無	総合市民相談課 047-712-8529
消費生活相談および 多重債務相談 (要予約)	消費生活相談員による消費生活に関する相談と弁護士による多重債務相談を行っています。 ※多重債務相談については事前予約が必要です。	●	●	●	無	消費生活センター 047-712-8629
ハローワーク市川	雇用に関する相談・支援および職業の相談・紹介および雇用保険の支給などを行っています。	●	●	●	無	047-370-8609
ハローワーク市川 マザーズコーナー	子育てをしながら就職を目指す方に対して様々な就職支援を行っています。	●			無	047-323-8609
市川市生活サポート センターそら	市内にお住まいの方を対象に生活に関わる様々なお困りごとに対する相談を受け付けています。	●	●	●	有	047-704-0010
法テラス 千葉	経済的に余裕のない方への無料の法律相談（電話・面談）を行っています。 ※事前予約制	●	●	●	有	0570-078315
千葉縣市川 健康福祉センター	配偶者やパートナーからのDVについての相談を行っています。	●	●	●	無	千葉縣市川 健康福祉センター DV 相談 047-377-1199

手当・助成について

名称	内容	対象者			所得制限	お問合せ
		母	父	養育者		
児童手当	18歳までのお子様を養育している方に支給される手当です。	●	●	●	有	子育て給付課 047-712-8539
児童扶養手当	支給要件に該当するひとり親家庭の方で、18歳までのお子様を監護または養育している方が受けられる手当です。	●	●	●	有	子育て給付課 047-712-8539
遺児手当	親と死別（生死不明も含）もしくは災害による障がいをもつ親のいるお子様（15歳まで）を養育している方が受けられる、市川市独自の手当です。	●	●	●	有	子育て給付課 047-712-8539
ひとり親家庭の父母等医療費等助成制度	ひとり親家庭の親とひとり親家庭の親が監護をしているお子様（18歳まで）にかかった医療費等を助成する制度です。	●	●	●	有	子育て給付課 047-712-8539
子ども医療費助成制度	18歳までのお子様にかかった医療費等を助成する制度です。	●	●	●	無	子育て給付課 047-712-8539
自立支援教育訓練給付金	児童扶養手当を受けている方が、就業のために教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を支給する制度です。 ※受講開始後は申請不可のため講座受講前にご連絡ください。	●	●	●	有	子育て給付課 047-712-8539
高等職業訓練促進給付金	児童扶養手当を受けている方が、対象の資格を取得するために、養成機関で一定期間以上の訓練を受け資格を取得する場合、資格取得期間中の生活費の一部を支給する制度です。	●	●	●	有	子育て給付課 047-712-8539
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金	児童扶養手当を受けている方が、高卒認定試験の受験対策講座を受講された場合、受講終了時と合格時に受講料の一部を支給する制度です。	●	●	●	有	子育て給付課 047-712-8539

児童
扶養手当
に準ずる

児童
扶養手当
に準ずる

児童
扶養手当
に準ずる

児童
扶養手当
に準ずる

名称	内容	対象者			所得制限	お問合せ
		母	父	養育者		
公正証書等 作成手数料等補助金	ひとり親家庭の方が現に扶養しているお子様に係る養育費について公正証書等を作成した場合、その経費の一部（金額上限あり）を補助する制度です。	●	●		無	子育て給付課 047-712-8539
養育費保証契約 保証料補助金	ひとり親家庭の方が保証会社等と締結した養育費保証契約（契約期間1年以上のものに限る）について、保証契約の際に要した初回保証料（金額上限あり）を補助する制度です。	●	●		有	子育て給付課 047-712-8539
親子交流（面会交流） 支援補助金	ひとり親家庭の方が親子交流を行うため「親子交流支援事業者」を利用した場合、その経費の一部（金額上限あり）を補助する制度です。	●	●		無	子育て給付課 047-712-8539
裁判外紛争解決手続 （ADR）利用補助金	ひとり親家庭の方が養育費の取り決めを行うためにADRを利用した場合、その経費の一部（金額上限あり）を補助する制度です。	●	●		無	子育て給付課 047-712-8539
受験料・模試費用 補助金	ひとり親家庭のお子様に対して、受験料、模試費用（金額上限あり）を補助する制度です。 ①受験料の補助（高校3年生等） ②模試費用の補助（高校3年生等・中学3年生）	●	●	●	有	子育て給付課 047-712-8539

児童
扶養手当
に準ずる

教育について

名称	内容	対象者			所得制限	お問合せ
		母	父	養育者		
就学援助制度	経済的な理由により、義務教育に必要な学用品や通学用品などの準備にお困りの保護者の方に、その費用の一部を援助しています。 ※市内に住所を有する保護者の方に限りです。養育者の方は個別相談が必要です。	●	●	▲	有	義務教育課 047-704-0256
奨学資金制度	学力が優良でありながら、経済的な理由で高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）または高等専門学校への修学が困難な方に対して、奨学資金制度を設けています。 ※養育者の方は個別相談が必要です。	●	●	▲	有	義務教育課 047-704-0256

名称	内容	対象者			所得制限	お問合せ
		母	父	養育者		
特別支援教育 就学奨励制度	市立の小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室に就学しているお子様の保護者の方に経済的負担を軽減するため、学校教育にかかる費用の一部を援助しています。 ※養育者の方は個別相談が必要です。	●	●	▲	有	義務教育課 047-704-0256
入学準備金貸付制度	高等学校・専修学校（2年以上の専門課程）・短期大学・大学に入学を希望される方の保護者で、入学準備金の調達が困難な方に、審査のうえ、入学準備金を無利子でお貸しいたします。 ※養育者の方は個別相談が必要です。	●	●	▲	有	義務教育課 047-704-0256
保育園給食費 （副食費）の免除	保育園の3～5歳クラスに在籍するお子様の給食費（副食費）を免除します。 ※年収約360万未満相当の世帯の方	●	●		有	こども施設入園課 047-711-1785
保育園保育料の減額	保育園の0～2歳クラスに在籍するお子様の保育料を減額します。 ※年収約360万未満相当の世帯の方	●	●		有	こども施設入園課 047-711-1785
保育施設利用調整 での加点	家庭の就労状況等を指数で表し、保育施設の利用調整を行う際に、ひとり親家庭で同居の祖父母がいない場合は指数が加点されます。	●	●		無	こども施設入園課 047-711-1785
日本学生支援機構 の奨学金 （給付型・貸与型）	経済的理由により、修学に困難があると認められる方を対象とした奨学金制度です。対象者や選考基準等については「奨学金相談サイト」をご確認ください。	大学等に 在籍している 子ども			有	独立行政法人 日本学生支援機構 「奨学金相談サイト」 

生活資金について

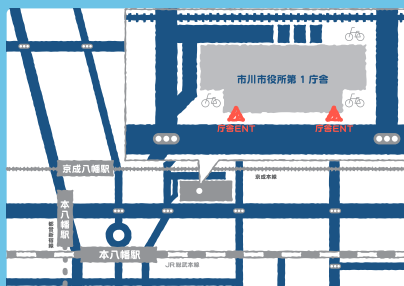
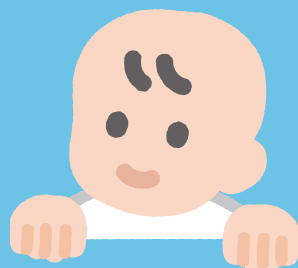
名称	内容	対象者			所得制限	お問合せ
		母	父	養育者		
ひとり親家庭 高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して資格取得する場合、入学準備金と就学準備金（金額上限あり）の貸付を受けることができます。	●	●	●	有	子育て給付課 047-712-8539
母子・父子・ 寡婦福祉資金の貸付	満20歳未満のお子様を養育しているひとり親家庭の方への貸付制度です。貸付内容によって限度額や利率が異なります。	●	●		無	子育て給付課 047-712-8539
生活保護制度	病気や怪我、失業等で収入がなく生活に困っている方を援助する制度です。	●	●	●	要相談	生活支援課 面接グループ 047-383-9563
市営住宅応募時 における加点	ひとり親世帯が市営住宅に応募した場合に、加点措置があります。	●	●		有	市営住宅課 047-383-9594
生活福祉資金	低所得世帯や高齢者世帯、障がい者世帯向けの貸付制度です。貸付内容によって限度額や利率が異なります。	●	●	●	有	市川市社会福祉協議会 相談支援課 047-711-1413
①介護福祉士・ 社会福祉士・ 修学資金貸付制度 ②保育士修学資金 貸付制度	介護福祉士・社会福祉士・保育士修学資金貸付制度を活用して資格取得する場合、学費・入学準備金・就職準備金・国家試験受験対策費用・生活費（金額上限あり）の貸付を受けることができます。	●	●	●	無	(福)千葉県 社会福祉協議会 ①043-306-7571 (介護・社会福祉士) ②043-306-7572 (保育士)

その他支援について

名称	内容	対象者			所得 制限	お問合せ
		母	父	養育者		
JR 通勤定期券の割引	児童扶養手当を受けている方と同一世帯に属する方が、JR 通勤定期券を3 割引で購入できる制度です。 ※学割等の各種割引制度との併用不可です。	●	●	●	有	【申請】 子育て給付課 047-712-8539 【購入】 JR東日本 お問い合わせセンター 050-2016-1600
水道料金の一部免除	児童扶養手当を受けている方の世帯について、水道料金の一部（8%相当額）が免除される制度です。	●	●	●	有	【申請】 子育て給付課 047-712-8539 【申込】 県水お客様センター 0570-001-245
国民年金保険料の免除	DVによりDV加害者と住所が異なる方は、配偶者の所得に関わらず、本人の前年所得が一定基準以下であれば保険料の全額または一部が免除になる制度です。	●	●		有	市川年金事務所 047-704-1177
市民税の控除	ひとり親で一定の条件に該当する場合、非課税措置の対象となったり、一定の所得控除を受けられたりします。	●	●		有	市民税課 047-712-8660
生活困窮者自立支援事業 （子どもの学習・生活支援）	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の原則小学校5・6年生、中学生及び高校生に無料で週1回、学習・生活支援を実施しています。 次のいずれかに該当することが条件です。 ①生活保護世帯であること ②市川市生活サポートセンター「そら」の支援を受けていること（支援計画の策定）	●	●	●	有	地域共生課 総合調整グループ 047-712-8547
こども食堂	お子様や親子に無料または低価格の食事や、学習支援、遊び場の提供などを行っています。	こども ※大人の利用や予約の有無は各団体に異なる			無	市川市内の こども食堂 
フードリボンプロジェクト	このプロジェクトに参加している飲食店で、こどもが無料で食事ができます。 （詳細は市公式WEBサイト参照）	主に小中学生以下のこども ※店舗により異なる			無	こども施策課 047-711-0677 

用語解説等

ひとり親家庭とは	離婚、配偶者の死亡、配偶者に一定の障がいがある場合、配偶者から1年以上遺棄されている場合、配偶者が1年以上拘禁されている場合、未婚で出生した場合などに該当する児童を養育している家庭になります。			
児童扶養手当における遺棄とは	配偶者が失踪等により監護義務をまったく放棄している状態や配偶者からのDVによる避難をしている状態が1年以上継続している場合のことです。			
養育者とは	児童の母または父がひとり親家庭に該当し、その母または父が児童を監護しない場合に代わりに対象児童の養育を行っている方です。			
児童扶養手当における所得制限額	扶養親族の人数	受給者本人		扶養義務者
		全部支給	一部支給	
	0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
	1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
	2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
	3人	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円
※扶養親族の人数が4人以上の場合は380,000円を加算してください				
扶養義務者とは	民法877条第1項に定める親族を「扶養義務者」といいます。 ※父母、祖父母、曾祖母、兄弟姉妹、子、孫など ※別世帯であっても実態として同居していれば扶養義務者として所得の確認を行います。 参考：民法877条第1項「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。」			



市川市

こども部 子育て給付課

〒272-8501

千葉県市川市八幡1丁目1番1号

TEL 047-712-8539

FAX 047-334-1111

HP <https://www.city.ichikawa.lg.jp/chi02/index.html>

令和7年4月1日時点